

社会福祉法人 耕心会 役員及び評議員報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人耕心会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 1. 役員及び評議員が義務を行うための旅行をした時は、費用を弁償する。
2. 費用弁償の額は熊東園旅費規程を適用する。

(旅行命令)

第4条 役員及び評議員の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(職員である者の特例)

第5条 役員でかつ、社会福祉法人耕心会職員である者に対しては、理事会・評議員会等においての日当・旅費の費用弁償は支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日（評議員会の決議日）から施行する。